

# 今から始める 健康づくり

## キラリ☆健康おた



ちゃんと  
知っておこう！

### Vol.24 がん検診のご案内

がん検診は40歳(子宮頸がん検診は20歳)の年齢から定期的に受診すると、早期発見に効果的であることが国のさまざまな研究によって証明されています。  
皆さんは、がん検診を受けたことがありますか？大田区の大腸がん検診受診率は13.1%(平成30年度)と23区の中でも受診率が低くなっています。  
検診は費用がかかる、忙しくて仕事を休めないなど、検診を受けていない理由はさまざまだと思いますが、もしもがんになってしまったら・・・

#### ◆体に負担がかかる

がんの細胞は周辺の正常な細胞の栄養を奪って増殖します。がんが進行すると体力が衰えるだけでなく、症状によっては体に負担がかかる治療が必要になります。

#### ◆時間がかかる

がんにかかると、何度も医療機関へ通院する時間が必要になります。手術をし何週間も入院することもあります。

#### ◆費用がかかる

がんの治療には、検診の何倍も高額な治療費がかかります。例えば薬物療法では1サイクル(3週間)で約10万円、先進医療ではさらに高額な費用を全額自己負担することも。



毎年検診を受診し、がんを早期に発見することで、これらの負担を少なくすることができます。  
大田区のがん検診の受診方法はとっても簡単！「がん検診等のご案内(大きな緑色の封筒。6月下旬までに郵送)」に載っている医療機関に直接問い合わせ、検診を受けに行くだけです。検診結果は医療機関から直接お知らせします。

人生100年時代、2人に1人ががんにかかるといわれています。他人事だと考えずに、自分のため、大切な人のためにも、がん検診を受けましょう。

#### 大田区 がん検診



詳細は  
コチラ

#### 集団検診で子宮頸・乳・大腸がん検診を同時に受けられます(女性限定)

今年度から集団検診で大腸がん検診も受診できるようになりました。受診の日程や費用、会場などの詳細は「がん検診等のご案内」か区HPをご確認ください。  
④40歳以上の女性(20～39歳の女性は子宮頸がん検診のみ受診可)  
⑤(公助)東京都予防医学協会に電話かWeb予約  
●電話受付時間 午前9時～午後5時(土・日曜、休、年末年始を除く)  
☎0120-128-331(携帯電話の方は☎3269-4752) 予約はコチラ▶



☎健康づくり課健康づくり担当 ☎5744-1265 FAX5744-1523

#### ひとり親家庭・障がいのあるお子さんの保護者などへの助成制度

案内パンフレットは地域庁舎、特別出張所などで配布しています。詳細はお問い合わせください。

※所得制限があります  
※児童が児童(社会)福祉施設に入所しているときは対象になりません。ただし、母子生活支援施設、保育園、児童発達支援センターなどへの入所の場合は対象になります

手当	手当支給額(月額)	対象など	支給期間
①育成手当(児童育成手当)	児童1人につき13,500円		児童が18歳に達した日の属する年度末まで
②ひとり親家庭等医療費助成	健康保険対象の医療費の自己負担分の一部を助成(生活保護受給者は対象外)	ひとり親家庭 ※父母が離婚、父か母が死亡、父か母から1年以上遺棄、父か母が重度障がい、父か母がDV保護命令を受けた、父母が未婚など	※②③は重度の障がいのある児童の場合、20歳に達する日の前日まで
③児童扶養手当	(全部)43,160円 (一部)所得に応じて10,180円～43,150円 (加算額)2人目5,100円～10,190円、3人目以降3,060円～6,110円		
④特別児童扶養手当	児童1人につき 重度 52,500円 中度 34,970円	20歳未満で身体障害者手帳1～3級程度(⑤は1～2級程度)、愛の手帳1～3度程度の児童	児童が20歳に達する日の前日まで
⑤障害手当(児童育成手当)	児童1人につき15,500円		

③＝公的年金などが支給される場合は給付制限があります。ただし、公的年金などの額が児童扶養手当よりも低い場合には、その差額分の手当が支給されます。  
④⑤＝診断書の障がいの状況によっては該当しないことがあります。

#### ◆お済みですか？児童扶養手当・特別児童扶養手当 継続受給の手続き

引き続き受給するためには現況届の提出が必要です。該当する方へ8月上旬に書類を郵送します。児童扶養手当は8月31日まで、特別児童扶養手当は9月4日までに提出してください。

☎子育て支援課児童育成係 ☎5744-1274 FAX5744-1525

## 地域生活支援事業のご案内

障がいのある方が地域で自立した社会生活や日常生活を送ることができるよう、さまざまな事業を実施しています。利用に際し自己負担が生じる場合があります。詳細はお問い合わせください。

事業名	内容
1 意思疎通支援事業	聴覚・言語機能などに障がいのある方に、手話通訳者・要約筆記者を派遣します。
2 相談支援事業	障がいのある方や家族からの相談を受け、情報提供や支援を行います。
3 日常生活用具給付事業	障がいに応じた用具を給付します。
4 移動支援事業	屋外での移動に著しい制限のある視覚・全身性・知的・精神障がい者(児)、難病などの患者の方に、介護者などの状況を確認した上で、外出時の移動を支援します。
5 地域活動支援センター	創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流などの機会を提供します。
6 訪問入浴サービス事業、日中一時支援事業	

☎1 さぼーとぴあ ☎5728-9355 FAX 6303-7171  
2～6

	地域福祉課障害者地域支援担当		地域健康課
	身体障害者支援	知的障害者支援	健康事業係
大森	☎5764-0657 FAX5764-0659	☎5764-0710	☎5764-0662 FAX5764-0659
調布	☎3726-2181 FAX3726-5070	☎3726-6032	☎3726-4147 FAX3726-6331
蒲田	☎5713-1504 FAX5713-1509	☎5713-1507	☎5713-1702 FAX5713-1509
糀谷 羽田	☎3743-4281 FAX6423-8838	☎3741-6526	☎3743-4163 FAX6423-8838

#### 子育て世帯の相談会

子育て世帯の日常の中での困り事(住まい、仕事、家計など)を専門の相談員に無料で相談できます。相談中は、お子さんの一時預かりも可能です。



☎①7月31日(金)＝糀谷・羽田地域庁舎  
②③8月20日(木)・25日(火)＝区役所本庁舎2階④8月31日(月)＝蒲田地域庁舎⑤9月29日(火)＝調布地域庁舎  
※①④⑤午後1時～4時②③午前9時～午後4時  
☎当日会場へ  
☎JOBOTA(ジョボタ) ☎6423-0251 FAX6423-0261

## のびのびわんぱく レクリエーション

動きやすい服装と室内シューズをお持ちください。

☎8月2日(日)午前10時～11時30分  
☎3～5歳(保護者同伴) ☎先着10組  
☎問合先へ電話か来館。7月21日午前10時から受け付け  
☎大森スポーツセンター  
☎5763-1311  
FAX5763-1314

